

令和元年6月3日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03417

研究課題名(和文) 契約法のグローバル化と日仏東南アジアにおける債権法改正の比較法的検討

研究課題名(英文) Globalization of contract law and reform of civil law in Southeast Asia.

研究代表者

野澤 正充 (NOZAWA, Masamichi)

立教大学・法務研究科・教授

研究者番号：80237841

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の民法(債権関係)の改正が、私的自治の復権を目指し、かつ、契約法のグローバル化に従ったものであることを明らかにした。しかし、グローバル・スタンダードの導入は、合理的に契約のリスクを計算する事業者を対象としたものであり、そのような合理的計算のできない消費者の保護が課題となる。東南アジアの契約法においても、契約不適合責任を債務不履行責任に一元化し、グローバル化に対応しているものもある(たとえば、ラオス民法典)。しかし、その規律は未だ不十分であり、消費者の保護およびグローバル化への対応は今後の課題であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、債権法改正の目的が、私的自治の復権と契約法のグローバル化にあることを明らかにした。すなわち、私的自治の復権は、「何人も不能な債務に拘束されない」の原則の放棄に表れ、危険負担・契約の解除等に大きな影響を及ぼす。また、契約法のグローバル化は、瑕疵担保の債務不履行責任への一元化に表れる。そして本研究では、このことが取引社会の変化(特定物取引の社会から不特定物取引の社会となったこと、取引がグローバル化したこと、売主による追完が容易になったこと等)によるものであるとし、東南アジアの民法との比較も行った。今後の課題としては、より広く、売買契約における双務性の探究が挙げられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of the reform of Japanese civil law in 2017 is the restoration of the principle of private autonomy. Therefore, once you have signed a contract, you will be bound by the contract and you can not escape the contract unless you execute your debt. The contract does not expire automatically if the debt can not be fulfilled. This solution follows the globalization of contract law.

But, the reform of Japanese civil law assumes that those who act rationally calculate the risk. Therefore, consumer protection is a task in this reform, because, consumers can not reasonably calculate the risk of the contract.

There are also contract laws in Southeast Asia that correspond to the globalization of contract laws. For example, the Laotian Civil Code in 2018 accepts contract non-conformity liability in accordance with the Vienna Trading Treaty. But, the content is insufficient and consumer protection and globalization are issues for the future in contract laws in Southeast Asia.

研究分野：民法学

キーワード：債権法改正 ラオス民法典 フランス民法 危険負担 瑕疵担保責任 契約不適合責任 債務不履行責任
 任 ヴィーン売買条約

1. 研究開始当初の背景

(1) 背景 2000年以降、契約法のグローバル化を背景に、各国の民法典、とりわけ債権法ないし契約法が改正されてきた。例えば、ヨーロッパでは、2001年にはドイツ債務法が改正され、2016年2月10日には、フランス債務法の改正が、オルドナンス(規則)によって成立した。また、アジアでは、日本において民法(債権関係)の改正が議論されていたほか、2005年にはベトナム民法が成立し、2007年にはカンボジア民法が制定された。さらに、ラオスでも民法典の編纂が議論されていた。

(2) 動機 本研究の動機は、上記のような民法典の制定ないし改正の中で、日本民法の母法であるフランス民法(適宜、ドイツ民法も参照)の改正と比較し、さらにはフランス民法を母法としつつ、日本の影響を受けた東南アジアの民法典(ラオスを中心に、適宜、タイ・ベトナム・カンボジア民法を参照)の諸制度を検討して、日本の民法(債権関係)の改正が比較法的にどのような位置づけを有しているかを明らかにすることにあつた。

2. 研究の目的

(1) 目的 本研究は、上記のような、近年における契約法のグローバル化を背景とした各国の民法(債権関係)の改正状況を踏まえ、その内容を詳細に比較検討することにより、日本民法(債権関係)の改正の意義とその比較法的な位置づけを明らかにすることを目的としている。

(2) 指標 上記の目的を達するための、具体的かつ重要な指標の1つは、瑕疵担保責任に関する規律であり、その債務不履行責任への一元化の有無を手がかりとして、日仏および東南アジアの民法典のグローバル化を測ることとする。

3. 研究の方法

(1) 文献調査 まず、日本の民法(債権関係)の改正に関する文献調査を行うとともに、フランスの債務法改正や東南アジアの民法典の制定については、主に文献調査を行った。

(2) ヒアリング・意見交換 本研究の方法としての独自性は、できる限り、ヨーロッパ(フランス)とラオスなどの東南アジアの学会で報告し、その意見交換を通じて、自らの研究内容の適切性を確認したとともに、情報発信を行った点である。その具体的な学会報告の一覧は、後掲の「学会発表」の項目に委ねる。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果 日本とヨーロッパの民法改正において重要な点は、次の2つであることを明らかにした。第1は、消費者の保護である。19世紀から20世紀初頭にかけて成立した世界の民法典は、私的自治の原則の下、対等当事者間での契約を想定していた。すなわち、民法が想定する「人」は、自らの意思により自由に自己に関する私法関係を形成しうる者であり、「理性的・意思的で強く賢い人間」を意味した。しかし、資本主義の進展に伴い、経済的強者としての事業者と弱者である消費者とが登場し、その有する情報の質・量および交渉力には著しい格差が生じることとなる。そこで、20世紀後半以降は、「愚かな」消費者を保護する法律が制定された。そして、この新しい問題である消費者の保護を、民法に採り入れるか否かが問

題となり、世界の民法典の傾向は、消費者の保護を民法に採り入れたドイツの債務法改正(2001年)と、民法典とは別に消費者の保護を別の法典(消費法典)によって図るフランスの債務法改正(2016年)とに分かれている。

第2は、市場のグローバル化に伴う契約法のグローバル化である。周知のように、運送および情報・通信手段の飛躍的な進展は、市場のグローバル化をもたらし、個人であってもインターネットを通じて、世界中の事業者と自由に取引することが可能となる。しかし、その取引に適用される契約法が国によって異なっていたのでは、市場が混乱する。そこで、20世紀末からEUをはじめとする各国では、契約法のグローバル化に取り組んできた。その結果、今日では、ユニドロワ国際商事契約原則(UNIDROIT)やウィーン売買条約(国際物品売買契約に関する国際連合条約)などの実効性のある規律が、グローバル・スタンダードとして確立されている。そして、このグローバル・スタンダードを契約法に採り入れることが、契約法改正の潮流である。

日本の債権法改正も、当初は、上記の2つの課題に対処すべく始められたものであった。しかし、第1の課題である民法典の中に消費者の保護を取り込むことには実務家の反対が強く、この課題は実現されなかった。これに対して、「契約」を重視し、私的自治の原則ないし契約の自由を強化することが図られた。そして、これに伴い、「何人も不能な債務に拘束されない」(Impossibilium nulla obligatio est)というローマ法以来の法格言が放棄されている。

また、第2の課題である契約法のグローバル化に関しては、ほぼ実現された。すなわち、債権法改正は、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化し、目的物の引渡しを基準時として、目的物についての危険(給付危険)が売主から買主に移転することを明らかにした。この規律は、ウィーン売買条約の規律にほぼ合致し、グローバル・スタンダードを明確に意識し、その導入を図ったものである。そして、これに伴い、「物の滅失は所有者の負担に帰する」(Res perit domino)というローマ法以来の法格言が放棄されている。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト ローマ法格言との関連で、日本の債権法改正の問題点を指摘した研究は、ほかに存在せず、また、債権法改正について、以下のような問題点を指摘した研究もほかにない。すなわち、日本の債権法改正は、一方では消費者の保護を民法には取り込まず、他方では、私的自治の復権を目指している。そして、この新しい民法典が想定しているのは、ひとたび契約を締結した以上はその契約に拘束され、自らの注意義務を尽くしても、債務を履行しない限り責任を免れることはなく(新415条)、また、債務の履行が不能となっても、自らがイニシアティブを採って、契約を解除する「人」である。換言すれば、契約を締結する際には、自らの債務の不履行のリスクを合理的に計算し、それを織り込んだうえでなお契約を締結する者が予定されている。のみならず、新しい民法は、グローバル・スタンダードに準拠するものであるが、グローバル・スタンダードそのものが、国際的な商取引(特に不特定物である動産の売買)を行う事業者間のルールとして形成されてきたことを忘れてはならない。

このような新しい民法典の下で想定されている「人」は、現行民法典がその初期段階において想定されていた「理性的・意思的で強く賢い人間像」であり、具体的には「事業者」またはそれに近い者がイメージされる。そうだとすれば、民法典が対象とする一般的かつ抽象的な「人」と「消費者」との乖離は大きく、消費者保護法のさらなる充実が今後の課題となろう。

そして、このような成果の対外的なインパクトとしては、ベトナム、カンボジアおよびタイの民法典に示唆を受けて、2018年12月8日に制定されたラオス民法典に対する、次のような

提言として現れる。すなわち、消費者の保護と グローバル化への対応は、ラオス民法典を含む、東南アジアの民法典における今後の課題である。

具体的には、研究代表者もその編纂に関与したラオス民法典には、以下のような意義が認められる。まず、技術的には、先行する個別制定法の間および個々の規定の間の矛盾をなくし、類似した条文を整理し、規定内容を明確にすることにより、法律を実効的なものとする。また、政治的にも、民法において国際標準を達成することにより、国際社会の信頼を得ることができる。そして、そもそも民法典をはじめとするラオスでの法典の整備は、1986年以降、隣国ベトナムのドイモイ政策などに触発されて、自由主義経済システムを導入したことに伴うものであった。その意味では、社会主義国における自由主義経済システムの導入に伴う、新しい規範を求める要請に応じるという社会的意義が大きい。

しかし、今後は、以下のことが問題となると考えられる。まず、経済の進展に伴い、消費者の保護は喫緊の課題となる。そして、当初は訪問販売や割賦販売などの販売方法の規制が行われ、やがては契約条項の内容の規制へと進むであろう。また、グローバル化への対応も、外国との取引が頻繁に行われるようになり、市場が発展すると、不可避免的に問題が生じることとなる。もっとも、ラオス民法は、すでに一部はグローバル化に対応していると考えられる。例えば、ラオス民法典 386 条および 402 条は、売買契約における契約不適合を債務不履行に一元化している。しかし、その規律は、何時の時点までの物の品質を問題とするのか（危険負担の基準時）が明らかではなく、未だ不十分であり、その充実は、今後の課題である。

(3) 今後の展望 以上のような、東南アジアでの研究とその成果を踏まえ、研究代表者は、その研究の原点に回帰し、民法改正を契機とした日仏の民法理論の変容を探求する予定である。すなわち、民法が契約法のグローバル化に従って改正されたことを背景に、民法の基礎理論がどのように変容しているかを明らかにし、将来の民法のあるべき姿を探究する。例えば、わが国の債権法改正においては、前述のように、ローマ法以来の法格言である「何人も不能な債務に拘束されない」、および、「物の滅失は所有者の負担に帰する」が否定された。その影響は大きく、危険負担や契約解除権等の法的構成にも影響を及ぼし、他国にない制度を設けている。そこで、これらの原則を大きな民法改正（2016年2月10日）の後も維持しているフランスと比較し、その当否も含めて、今後の民法の基礎理論のあるべき姿を明らかにする予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

野澤正充、Problème de désinformation-comment renforcer la protection des consommateurs au Japon?、Japanese reports for the 10th international congress of comparative law. 査読有、2018、pp.93 - 99

野澤正充、新しい契約責任法と消費者契約、法学教室、査読有、441号、2017、pp.36 - 42

野澤正充、契約責任法の新たな展開 - 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ - 、NBL、査読有、1107号、2017、pp.4 - 13

野澤正充、債権法改正後における不特定物の「特定」の意義、JLFNEWS、査読有、67号、2017、pp.8 - 9

野澤正充、契約総論・各論の改正 - その背景と内容、自治実務セミナー、査読有、664号、

2017、pp.19 - 24

野澤正充、売買 - 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ、法学セミナー、査読有、739号、2016、pp.36 - 40

野澤正充、契約法（契約責任法）の国際的動向、査読無、立教法務研究、10号、2017、pp.1 - 12

〔学会発表〕(計12件)(うち招待講演12件/うち国際学会7件)

野澤正充、これからの民法 - 21世紀の判例法理をデザインする - 、日本弁護士連合会(招待講演)、2019

野澤正充、民法典編纂の意義と課題、日羅民法典記念シンポジウム(招待講演)、2019

野澤正充、民法の改正と社会保障制度への影響、日本台湾法律家協会(招待講演)(国際学会)、2018

野澤正充、日本民法典の制定とその改正、パリ第2大学比較法講演会(招待講演)、2018

野澤正充、契約責任法の新たな展開 - 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ - 、日本私法学会(招待講演)、2017

野澤正充、日本民法典(債権法)の改正とラオス民法への影響、日羅宇民法典ローフォーラム(招待講演)(国際学会)、2017

野澤正充、民法(債権法)改正における契約自由の強化、日本台湾法律家協会(招待講演)(国際学会)、2017

野澤正充、日本法における契約の相対的効力の原則、アンリ・カピタン協会シンポジウム(招待講演)(国際学会)、2017

野澤正充、契約法(契約責任法)の国際的動向、日羅宇民法典ローフォーラム(招待講演)(国際学会)、2016

野澤正充、契約法(契約責任法)の国際的動向、日本台湾法律家協会(招待講演)(国際学会)、2016

野澤正充、Les adages rejetées par la réforme de droit des obligations au Japon. 日仏研究集会(招待講演)(国際学会)、2016

野澤正充、瑕疵担保責任から契約不適合責任へ、日本弁護士連合会(招待講演)、2016

〔図書〕(計0件)

6. 研究組織

特になし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されま